

防護柵設置(国事業)について

【事業要件】

・残耐用年数柵が設置されてないこと ・受益者が3戸以上 ・ヤミ小作でないこと 等

【地区負担金】

・地区負担金が発生する可能性があります

【その他】

・今後、協議会の総会や事業部会、防護柵設置講習会を開催予定ですので
地区から1名出席をお願いします

・事務負担金を1地区につき1千円徴収させていただきます

■事業の流れ■(予定)

①要望書提出



②現地確認 …申請前に設置ルートの確認へ行きます(立会不要)



③申請書提出 …4月頭に通知を送付しますので提出をお願いします



④地区点検 …振興局と市の担当者が点検を行います(立会をお願いします)



⑤協議会総会、事業部会 …地区から1名出席をお願いします



⑥入札 …業者、地区負担額が決定します



⑦防護柵設置講習会 …設置方法、今後の事業の流れを説明します



⑧納品 …各地区へ業者より納品があります(立会をお願いします) ※11月頃



⑨設置作業 …申請した設置ルートへ設置をしてください



⑩設置完了報告 …写真を添付のうえ、作業日誌を提出ください



⑪完了検査 …市が検査をおこないます(立会不要)

必ず、自己所有の農地へ設置をしてください
市道や水路、同意を得ていない他人の農地への設置はしないでください